



基礎級及び随時級技能 検定試験事務手引き

石川県職業能力開発協会

〒920-0862

石川県金沢市芳斉1丁目15-15

ホームページ <https://ishivada.com/>

令和3年2月

目 次

技能検定実施職種（作業）一覧表	1
受検申請から合格証書交付までの流れ	2
1. 事務手続きについて	3
(1) 試験日の調整	3
(2) 申請関係書類の提出	4
(3) 技能検定委員用資料の配布等	4
(4) 試験終了後の事務	5
(5) 再試験	5
2. 秘密の保持義務	6
(1) 秘密保持義務	6
(2) 秘密を保持すべき事項	6
(3) 秘密文書の取り扱い	7
3. 技能検定委員の推薦	7
(1) 技能検定委員とは	7
(2) 選任の基準	7
(3) 推薦に当たっての留意事項	9
(4) 提出書類	10
4. 試験会場の準備と試験の実施	10
(1) 実技試験会場の準備	10
(2) 受検者の確認（就業制限業務に該当する検定職種の場合）	10
免許、特別教育等が必要な職種（作業）	12
(3) 実技試験試験開始前の留意点	13
(4) 実技試験試験終了後の留意点	13
(5) 学科試験の実施	14
5. 合格発表	14
6. よくあるご質問	15
以降各種様式	23～

技能検定実施職種（作業）一覧表

職種	作業	職種	作業
さく井	パーカッション式さく井工事作業	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	ロータリー式さく井工事作業		印刷箱製箱作業
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業		貼箱製造作業
	非鉄金属鑄物鑄造作業		段ボール箱製造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業	印刷	オフセット印刷作業
	プレス型鍛造作業	製本	製本作業
機械加工	普通旋盤作業	プラスチック成形	圧縮成形作業
	数値制御旋盤作業		射出成形作業
	フライス盤作業		インフレーション成形作業
	マシニングセンタ作業		ブロー成形作業
金属プレス加工	金属プレス作業	強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
鉄工	構造物鉄工作業	石材施工	石材加工作業
建築板金	内外装板金作業		石張り作業
	ダクト板金作業	パン製造	パン製造作業
工場板金	機械板金作業	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
めっき	電気めっき作業	水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
	溶融亜鉛めっき作業	建築大工	大工工事作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	かわらぶき	かわらぶき作業
仕上げ	治工具仕上げ作業	とび	とび作業
	金型仕上げ作業	左官	左官作業
	機械組立仕上げ作業	築炉	築炉作業
機械検査	機械検査作業	タイル張り	タイル張り作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業	配管	建築配管作業
	コールドチャンバダイカスト作業		プラント配管作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業	型枠施工	型枠工事作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業	鉄筋施工	鉄筋組立て作業
	変圧器組立て作業	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	配電盤・制御盤組立て作業	防水施工	シーリング防水工事作業
	開閉制御器具組立て作業	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	回転電機巻線製作作業		カーペット系床仕上げ工事作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業		鋼製下地工事作業
	プリント配線板製造作業	ボード仕上げ工事作業	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業		カーテン工事作業
染色	糸浸染作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
	織物ニット浸染作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
ニット製品製造	丸編みニット製造作業	ウエルポイント施工	ウエルポイント工事作業
	靴下製造作業	表装	壁装作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	塗装	建築塗装作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業	工業包装	金属塗装作業
寝具製作	寝具製作作業		鋼橋塗装作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業		噴霧塗装作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業		工業包装作業
家具製作	家具手加工作業		
建具製作	木製建具手加工作業		

受検申請から合格証書交付までの流れ

監理団体(実習実施者)

①受検申請

技能実習計画の認定を受けたら速やかに(遅くとも在留期間が半分過ぎる前まで(1号:修了の6か月前まで、2号および3号:修了の12か月前まで)に、受検手続支援サイトにて受検申請する

※外国人技能実習機構の有する情報を都道府県職業能力開発協会に、都道府県職業能力開発協会の有する情報を外国人技能実習機構に、それぞれ提供することについての同意書が必要です。

受検手続支援サイト
(外国人技能実習機構)

②受検日の連絡

1号:修了の4~5か月前めど、2号および3号:修了の7~8か月前めど

③受検申請書送付・受検手数料納付

④受検票交付

⑤試験に用いる設備等が基準に適合しているかの確認

⑥試験実施 ~ ⑦一部合格通知の交付(一部合格の場合)

1号:修了の3か月前めど、2号:修了の6か月前めど

3号:修了の6か月前めどから計画満了日まで

※都道府県の実情によって異なります

石川県職業能力開発協会
(指定試験機関)

石川県
(指定試験機関)

⑧合格証書の交付(学科と実技の両方に合格した場合)

1. 事務手続きについて

(1) 試験日の調整

① 受検支援サイトの登録について

外国人技能実習機構の受検支援サイトから出力される受検者データに基づき、石川県職業能力開発協会（以下、協会という）は、監理団体(事業所を含む)に対して試験日程の調整をおこないます。

(ア) 受検支援サイトの受検者データから「受検希望期間 from」の2～3か月前にお電話で日程調整させていただきます。

(イ) 概ね協会から「受検希望期間」内で試験日を指定しますが、特別な事情がある場合、ご相談ください。ただし、必ずしもご希望に沿えない場合もございます。

(ウ) 概ね平日8時30分～9時00分を受検者の集合時間として設定しております。それまでに試験が開始できるようにご準備ください。

② 受検会場の手配について

原則、実習実施者の所在地を受検会場と致します。その為、受検支援サイトへ登録時に試験実施が可能な場所かどうかご確認願います。試験に必要な実施要領、実技試験問題は中央職業能力開発協会ホームページ <https://www.kentei.javada.or.jp/>から閲覧が可能です。

③ 技能検定委員の手配について

随時2級及び3級は技能検定委員の手配が必要です。協会より手配できる職種と出来ない職種がございます。出来ない職種については受入企業又は監理団体に手配をお願いしております。なお、受検者所属の企業から技能検定委員はだせません。(技能検定委員の推薦についてはP7をご覧ください。)

(2) 申請関係書類の提出

(ア) 試験日程が確定したら、受検申請に必要な書類(申請書、手数料納付内訳書【別添 5、6】)を送付いたします。

(イ) 監理団体は(ア)の書類が届いたら、速やかに記入し協会へ送付願います。

※試験日が決まっていない申請書の送付、または受検手数料の振込はしないで下さい。

※試験実施日の1か月前までに申請の受付が出来ない場合、実施できない場合があります。

(ウ) 協会は(イ)の書類を受領後、受検資格等を確認し、試験に必要な書類(受検票、実施要領、実技試験問題)と技能検定受検手数料に係る納入依頼書を送付いたします。

(エ) 監理団体等は、協会より送付された納入依頼書により、北國銀行の本支店より速やかに振込いただくとともに、試験会場となる事業所に対して、受検票等試験に関連する資料の送付、試験用の材料、設備等の手配を連絡してください。

実技試験		学科試験
機械検査	15,200円	一律 3,100円
婦人子供既製服縫製		
上記以外の職種	18,200円	

(3) 技能検定委員用資料の配布等

① 試験日確定後

(ア) 協会は選任された技能検定委員に対して実施要領、試験問題、採点基準等を送付又は手渡しします。

(イ) 技能検定委員は(ア)の資料を熟読の上、試験出席時、持参してください。

(ウ) 試験日の調整後、協会から技能検定委員へ技能検定実施計画表が届きますのでそれに基づいて試験へ出席願います。

② 試験当日

- (ア) 事前にお渡しした、資料に基づき試験を実施してください。
- (イ) 採点用紙は会場に派遣した協会職員からお渡しし、採点終了後回収致します。
- (ウ) 後日、当協会から謝金をお支払いいたします。

(4) 試験終了後の事務

- (ア) 合否判定は、試験終了後2週間以内に外国人技能実習機構の受検支援サイトに登録しますので、同サイトでご確認ください。
- (イ) 監理団体宛に石川県庁から後日、合格証書等が届きます。実技・学科のみ合格者は当協会から通知書を発送します。基礎級試験の場合、通知書は届きません。
- (ウ) 協会は監理団体へ受検者の得点が合格点に満たなかった場合に、再試験の日程調整の電話を致します。

(5) 再試験

学科試験、実技試験の一方又は両方の不合格者は、1回に限り再受検することができます。この場合再受検の日程調整を行うため、試験終了後監理団体へご連絡します。

- (ア) 監理団体は協会から連絡があった後、技能実習機構の支援サイトへ再試験登録をお願いします。
- (イ) (ア)以降、再試験手続きは初回の試験(2)に準じます。
- (ウ) 初回の試験で学科試験又は実技試験に合格された方は、合格した試験が免除されます。
- (エ) 原則として学科試験は当協会(石川県職業能力開発プラザ)で実施します。
- (オ) 基礎級は再試験が不合格の場合は、技能実習1号から2号への移行はできません。随時3級は、再試験で実技試験が不合格の場合は、

技能実習 2 号から 3 号への移行ができません。十分な試験対策を行い、受検に臨まれるようお願いします。

2. 秘密の保持義務

故意、過失を問わず、検定秘が外部に漏えいしてしまうと技能検定試験そのものの有効性が問われる可能性がありますので、職務上知り得た秘密事項の取り扱いには、十分注意してください。

なお、技能検定の実施に携わる者及び携わった者は、職務上知り得た秘密事項について次のとおり秘密保持義務が課せられるのでご認識ください。

(1) 秘密保持義務

職業能力開発促進法第 100 条(罰則)

「第 89 条第 1 項の規定に違反した者は、6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する」

職業能力開発促進法(要約)

第 89 条第 1 項

都道府県協会の役員若しくは、職員(技能検定委員を含む)又はこれらの職員にあった者は、第 82 条第 2 項の規定により、都道府県協会が行う技能検定試験に関する業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第 89 条第 2 項

都道府県協会が行う技能検定試験に関する業務に従事する都道府県協会の役員及び職員は刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(2) 秘密を保持すべき事項

- (ア) 実技試験の試験問題及びその正解並びに学科試験の試験問題及び正解。
- (イ) 実技試験採点基準

- (ウ) 実技試験及び学科試験の答案
- (エ) 実技試験の作品。ただし、採点を終えた後に受検者に返却することとされているものであって、当該採点を終えたものを除く。
- (オ) 技能検定の合否。ただし、合格発表したものは除く。
- (カ) 受検者の氏名。ただし、合格発表に用いたものは除く。
- (キ) 受検者の得点。ただし、合格発表後受検者個人の得点をその本人に知らせる場合を除く。
- (ク) その他受検者の職歴(学歴、訓練歴を含む)所属事業所等の個人情報であって、当該個人を特定できる可能性があるもの。

(3) 秘密文書の取り扱い

- (ア) 当該文書を複製や、内容転記等を行わないこと。
 - (イ) 当該文書を第三者に見られる恐れのある場所に放置しないこと。
 - (ウ) 当該文書の持ち運びには、紛失等事故の無いよう十分注意すること。
 - (エ) 当該文書の紛失の場合は、その旨を速やかに協会に報告すること。
- ※ 以上に反した場合は、技能検定委員を解任されることがあります。

3. 技能検定委員の推薦

実技試験における設備の点検、受検者に対する指示、試験の採点を行うため、下記の基準により技能検定委員を推薦してください。

(1) 技能検定委員とは

技能検定委員は、「技能検定に関する高い見識を有する者で、当該検定職種について専門的な技能、技術又は学識経験を有する者の中から石川県職業能力開発協会会長が選任し、当協会の非常勤職員となります。

(2) 選任の基準

① 基礎級の技能検定委員

次のいずれかに該当する者

- (ア) 当該検定職種又は当該検定職種に関連する 検定職種の特級、1 級

又は 2 級の技能検定に合格した者

- (イ) 当該検定職種又は当該検定職種に関連する検定職種に関し 10 年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者
- (ウ) 事業所等において、当該検定職種又は当該検定職種に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者
- (エ) 短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は、短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種又は当該検定職種に関する学科を修めて卒業又は修了した者
- (オ) 当該検定職種又は当該検定職種に関連する職種の職業訓練指導員免許を有する者
- (カ) 国、都道府県、中央協会又は都道府県協会において、技能検定の実施の実務に 5 年以上従事した者
- (キ) 上記（ア）から（カ）に掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者

② 随時 2 級及び随時 3 級の技能検定委員

- (ア) 当該検定職種（作業）の特級、1 級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種（作業）に関して 15 年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者（技能系）

ただし、3 級の場合は、当該検定職種（作業）の特級、1 級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種（作業）に関して 5 年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者及び、当該検定職種（作業）の 2 級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種（作業）に関し 10 年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者（技能系）

- (イ) 事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術

部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者で、特級、1 級に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者（技術系）

- (ウ) 短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特定応用課程若しくは、特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作業）に関し 10 年以上（3 級の場合は 5 年以上）の学識経験を有する者（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む。）で、特級、1 級に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者（学識系）

- (エ) 上記(ア) から(ウ) までに掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者

(3) 推薦に当たっての留意事項

- (ア) 受検者の所属する企業の者は推薦しないこと。
- (イ) 技能検定業務に係る秘密保持義務が課されること。
- (ウ) 原則として 1 回の実技試験で受検者数が 10 人未満の場合、技能検定委員は 1 人でも差し支えないものとするが、10 人以上の場合は、複数名とすること。なお、複数名とした場合は、その中の 1 人を首席技能検定委員とすること。
- (エ) 当該年度に行われる当該検定職種の技能検定試験は受検できないことただし、特級以外の技能検定委員であって、かつ、中央技能検定委員を兼任していない場合に限り、当該検定職種に係る特級の受検は認めることとする。

- (オ) 技能検定委員は、当該検定職種（作業）の技能検定試験に先立って各種団体や事業所が実施する 技能検定実技試験、学科試験に係る事前講習会や事前教育の講師とならないばかりか居合わせてもならないこと、及びこれらに係る教育関係資料の作成に一切関与しないこと。
- (カ) 実技試験採点基準（検定秘）については、技能検定委員限りとし、試験開始から終了まで、他人の目に内容が触れないように留意すること。また、実技試験採点基準は、試験終了後必ず当協会職員へ返却すること。

(4) 提出書類

- (ア) 技能検定委員推薦書（随時 2，3 級のみ、別添 1 の通り）
* 推薦母体は監理団体又は受検者所属事業所となります。
- (イ) 技能検定委員承諾書（随時 2，3 級のみ、別添 2 の通り）
- (ウ) 技能検定委員履歴書（随時 2，3 級のみ、別添 3 の通り）
- (エ) 口座振替届（随時 2，3 級のみ、別添 4 の通り）
（謝金及び交通費を振込みます。月末締め翌月 15 日支払）
* (ア) ~ (エ) を試験日 1 ヶ月前までに協会まで郵送願います。

4. 試験会場の準備と試験の実施

* 試験は、原則実技試験と学科試験を同一会場で同一日に実施することとする。

(1) 実技試験会場の準備

試験会場には検定職種（作業）ごとの「実技試験実施要領」中の「設備基準」に基づく設備、試験用材料、工具等を試験実施の前日までに準備し、確認すること。

(2) 受検者の確認（就業制限業務に該当する検定職種の場合）

(ア) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等において資格証により就業が制限されている業務に係る作業を含む検定職種にあっては、試験当日、各受検者に対して当該業務に係る資格証を携帯していることを確認

すること。（（例）可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務に係る作業の場合：ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等）

（イ） 労働安全衛生法等において安全又は衛生のための特別の教育を要する業務に係る作業を含む検定職種にあつては、試験当日、各受検者に対して、当該業務に係る教育を修了した証明書等の写しの提示を求め、確認すること。なお、証明書等による確認ができない場合にあつても、受検者が特別の教育を修了していること又は特別の教育の科目について十分な知識及び技能を有していることを自己申告等の適切な方法により確認すること。

免許、特別教育等が必要な職種（作業）

職種（作業）名	等級	該当内容	試験団の対応
金属プレス（金属プレス）	随時 2 級 随時 3 級	動カプレスの金型取付け等	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
鉄工（構造物鉄工作業）	随時 2 級 随時 3 級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証の確認
		アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
工場板金（機械板金作業）	随時 2 級 随時 3 級 基礎級	動カプレスの金型取付け等	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
電気機器組立て （変圧器組立て作業）	随時 2 級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証の確認
冷凍空気調和機器施工 （冷凍空気調和機器施工作業）	随時 2 級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証の確認
製本（製本作業）	随時 2 級	動カプレス機械のシャ ーの刃部取付け等	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
とび（とび作業）	随時 3 級 基礎級	足場の組立て、解体又は変 更	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
配管（プラント配管作業） ※配管用炭素鋼管で実施する場合に限る	随時 2 級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の資格証の確認
		アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
コンクリート圧送施工 （コンクリート圧送工事作業）	随時 3 級	車両系建設機械（コンクリ ート打設用）の作業の操作	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
内装仕上げ施工（鋼製下地工事 作業）	随時 2 級	研削といし（高速といし） の取替え等	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名
サッシ施工（ビル用サッシ施 工作業）	随時 2 級	アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認又は自己申告書への署名

(3) 実技試験試験開始前の留意点

当日、当協会職員が試験会場に出向きます。採点用紙は当協会職員から技能検定委員へ直接お渡しします。技能検定委員は試験開始から終了まで、内容が他人の目に触れないように留意していただきます。採点用紙は試験終了後必ず当協会職員に返却していただきます。(受け取った採点用紙は未使用分も含めて全て提出していただきます。)

- (ア) 技能検定委員及び補佐員は、試験会場を点検して試験の準備が整っているかどうかを確かめ、試験実施上支障がないことを確認すること。特に受検者以外の者であって試験の公平な実施に影響を及ぼすものを試験会場に立ち入らせないこと。
- (イ) 技能検定委員及び補佐員は受検者が一見して判断できるよう腕章等を着用すること。
- (ウ) 受検者には、ゼッケン等を胸又は背中に着用させること。
- (エ) 技能検定委員は、試験実施上必要な諸注意について受検者に説明すること。
- (オ) 試験は全て日本語で行うものとする。なお受入事業所等の者が受検者に手を貸したり、話しかけたり、合図をしたりすることは不正行為となること。

(4) 実技試験試験終了後の留意点

- (ア) 採点は、検定職種(作業)の「採点基準」に基づき、技能検定委員が行うものとする。
- (イ) 作品の提出を受ける際には、受検番号や受検者氏名を確実に照合すること。
- (ウ) 受検者全員の成績を記入した得点表を点検して記入が正確であることを確かめ、署名又は記名押印の上、当協会職員に提出すること。
- (エ) 技能検定委員は、試験終了後において実技試験報告書を作成し、当

協会職員に提出すること。

(5) 学科試験の実施

試験会場は下記にご留意の上、試験実施の前日までにご準備してください。

① 学科試験会場の設備等について

- ・会場となる会議室、机、いす、筆記用具、時計、黒板等

② 学科試験の留意点

- (ア) 試験は協会職員が行います。
- (イ) 試験は全て日本語で行います。
- (ウ) 試験中は試験係員及び受検者以外の者（監理団体通訳等含む）は入室できません。

5. 合格発表

(ア) 技能検定の受検後、約2週間で受検支援サイトへ合否を登録します。監理団体において状況を適宜ご確認ください。受検支援サイトへ登録されていない場合（例：建設就労者）については、協会が合否の登録を行うことができません。また、約1か月後に、合格証書又は実技試験若しくは学科試験の合格通知の発送をもって合格発表となります。なお、全ての試験が不合格の方には特に通知はありません。

(イ) 学科試験、実技試験の一方又は両方の不合格者は、1回に限り再受検することができます。この場合再受検の日程調整を行うため、試験終了後監理団体へご連絡します。（P5参照）

6. よくあるご質問

受検申請について

Q_誰でも随時試験は受検できますか。また県外の技能実習生でも受検できますか。

A_原則県内企業に所属する実習生に限ります。

Q_受検申請をするにあたり、事前に監理団体や実施する企業でどのような確認が必要ですか。

A_技能検定試験問題公開サイトに掲載されている試験問題を事前にご確認ください。また、実施要領が必要な場合は、コピーサービスにより入手いただくことができます。それらの資料に掲載されている試験で使用する設備、受検者が準備する物、採点に必要な物を確認いただき、また試験会場もあわせて、監理団体や技能実習生が実習する企業で準備してください。なお、技能検定委員は概ね当協会から派遣します。

Q_受検を希望する場合、受検支援サイトからいつまでに申請する必要がありますか。

A_「受検希望期間」の項目については、基礎級は在留期限の4か月前、随時級は在留期限の12か月前を目安に技能実習機構支援サイトへ申請し承認を得てください。なお、監理団体からの申請手続きが遅れ技能実習生の在留期間内に試験実施が間に合わない場合であっても試験日の特別な設定はできませんのでご了承ください。

Q_会場、材料、設備等の準備はできるので、複数の企業の受検者が一か所に集まって受検（以下「集合形式」という）を行いたいのですが可能ですか。

A_集合形式も可能です。詳しくは日程調整の段階で打ち合わせ致します。

Q_受検希望期間内で都合が悪い日がある場合には、どのような申請を行えばいいですか。

A_日程調整の段階で打ち合わせ致しますが、ご希望に沿えない場合もござい

ます。

Q_試験実施は、早朝、深夜等にも対応できますか。

A_概ね平日 8 時 3 0 分～9 時 0 0 分を受検者の集合時間として設定しております。それまでに試験が開始できるようにご準備ください。

Q_希望日に試験を実施できますか。

A_毎月多くの受検申請がありますので、受検企業の都合による希望には対応しておりません。なお、試験は原則平日に実施しています。特別な事情がある場合ご相談ください。

Q_技能検定委員は協会の手配してくれるのですか。

A_協会より手配できる職種と出来ない職種がございます。出来ない職種については受入企業又は監理団体に手配をお願いしております。

□試験日について

Q_受検支援サイトから受検申請を行い、申請が承認済みとなりました。協会から受検日の通知はいつ頃ありますか。

A_申請いただいた時期によりますが「受検希望期間(from)」の 2～3 か月前にお電話で日程調整させていただきます。ただし、月内に実施できる数に限りがありますので申請者が多い場合は申請順とさせていただきます。申請が遅い場合は、翌月以降に受検が遅れる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

Q_試験日が決まった後の変更は可能でしょうか。

A_試験日の 1 か月前までにご連絡ください。それ以降の受検日の変更はできません。どうしても受検できない場合は、キャンセルの手続きを行ってください。

Q_受検をキャンセルしたいのですが、可能でしょうか。

A_受検手数料入金後のキャンセルは原則不可です。

□受検申請書、受検票及び試験問題について

Q_協会から受検日の通知があったのですが、受検申請書、実技試験問題はいつ頃届きますか。

A_受検申請書は、受検日をお知らせした後、受検人数分を監理団体へ発送します。実技試験問題は協会が申請書を受領後、送付いたします。なお、5月の試験については、試験問題が変更となるため、通常に比べて発送が遅れる場合があります。監理団体は、試験問題を速やかに実施企業や受検者へお渡しいただき、試験の準備を進めてください。

Q_予備の受検申請書を送付してもらえますか。

A_受検者の人数分+1の受検申請書はその都度送付しております。ご記入により受検申請書の記載内容を訂正する場合は、修正テープや修正ペンによる訂正は行わず、二重線で抹消し、余白に正しく記入してください。

Q_受検申請書はいつまでに提出すればよいですか。

A_試験日が決まった受検者数の申請書を送付いたします。

なお特別な場合を除き申請書到着から10日以内にご提出ください。

Q_受検申請書はどのように提出すればよいですか。

A_受検申請書は協会から指定された期限までに監理団体又は実習実施事業所が簡易書留等の追跡可能な方法で郵送してください。追跡不可能な普通郵便等での申し込みには、一切責任を負いかねます。

Q_受検申請書を記入する際に消せるボールペンや鉛筆を使用してもよろしいで

すか。

A_消せるボールペンや鉛筆での記入が判明した場合は受理できません。申請書を再提出いただくことになります。

Q_試験問題は毎年変更されますか。

A_試験問題は毎年見直しが行われております。なお、4月に実施する試験では、3月までと同じ（前年度の表示があります。）試験問題を使用して試験を実施しますのでご注意ください。また、前年度の試験問題からの変更内容等についてのご質問にはお答えできませんので、監理団体及び実習生が実習する企業において送付した試験問題の内容を必ずご確認ください。

Q_受検票はいつ頃届くのですか。

A_申請書の受理後、速やかに発送いたします。

□受検手数料について

Q_受検手数料はいつ頃納付のお知らせが届きますか。

A_申請書受理後、納入依頼書を受検票等と同封の上、発送致します。受検手数料は、必ず所定の期日までに協会の指定口座に振込んでください。なお、支払期限までに振込が確認できない場合は、受検する意思がないものとみなし、キャンセル扱いとなる可能性がありますのでご注意ください。

Q_受検者の都合により、受検できなくなりました。受検手数料は還付されますか。

A_受検者や受検企業の都合により試験を中止やキャンセルする場合は、いかなる理由であっても受検手数料は還付されません。また、他の試験に充当することもできません。

□会場設営や試験実施（全般）について

Q_試験当日の流れを教えてください。

A_技能検定委員と当協会の職員が試験会場に指定した時間に伺います。原則として、まず実技試験を実施し、終了後に引き続き学科試験を実施します。実技試験の開始前に受検者に対し、技能検定委員から材料の確認を行います。必ず、受検者1名につき実技試験問題と受検票を持参して受検させてください。なお、試験中に受検者が実技試験問題を閲覧することは可能です。

Q_協会から通知された集合時間までに行っておく必要があることや注意点を教えてください。

A_集合時間とは、技能検定委員や協会職員、受検者及び監理団体等の立会者が試験会場に集まる時間であり、その際には試験会場の必要な準備（試験設備等の会場への設置及び支給材料等の準備）が全て完了し、技能検定委員や協会職員が試験会場に移動した後に、速やかに試験を開始できる状況が整っていることが必要です。監理団体や受検企業で十分に準備、確認して漏れ等がないようにしてください。なお、受検者側の都合で集合時間を変更することはできません。試験準備が不十分な場合、試験実施を「棄権」とみなし「不合格」となりますのでご注意ください。

Q_試験を受付するにあたって机や椅子等が必要になりますか。

A_試験の受付をするにあたっては、協会職員が利用する机と椅子が必要になります。また、長時間にわたって試験を行う試験では、技能検定委員や協会職員が利用できる椅子も適宜ご準備願います。

Q_試験会場が都合により変更となる場合は、どうすれば良いですか。

A_試験会場を変更する場合は、速やかに当協会へ電話連絡し、事前承認を受けてください。

Q_過去の試験問題や参考書等を取り扱っていますか。

A_過去の試験問題は、中央職業能力開発協会が運営している技能検定試験問

題公開サイトで確認できます。

□学科試験について

Q_学科試験会場の準備はどうしたらよいですか。

A_受検者 1 名につき机 1 つをご用意いただくなど、隣の受検者の解答が見えないようにしてください。

Q_受検者以外の人（例：通訳や実習企業の担当者等）は、学科試験会場の中に入れますか。

A_受検者以外の方は、学科試験会場内に入ることができません。

□実技試験について

Q_実技試験の材料等の準備はどうすればよいですか。

A_試験会場・試験用材料は、全て監理団体及び実施企業において準備していただきます。試験会場に準備されているもの、受検者が持参するもの、支給材料、採点用具等、協会から送付した実施要領・実技試験問題に記載されているものは受検者人数分の準備をお願いします。

Q_実技試験の材料が試験問題に記載された物品で準備できない場合は、代替品でも可能ですか。

A_全国統一の試験のため、指示された材料以外のものを使用することは認められておりません。なお、指定以外の材料等を使用した場合は、失格（不合格）となる場合もありますのでご注意ください。

Q_実技試験の材料で試験問題に記載された規格品が見当たらないのですが。

A_全ての準備物に既製品が対応しているとは限りません。受検者側にて既製品を加工し対応していただくような場合もありますので、試験日までに実施要

領・試験問題で指示されている内容を十分ご確認ください、準備してください。

Q_協会から指定された試験日に受検者全員の必要な試験設備・材料が準備できないことが分かりました。複数日に分けて試験を実施することは可能ですか。

A_受検者側の都合による受検日の変更はできません。

Q_試験で使用する試験台や道具等を借りることはできますか。

A_原則、試験台や道具等の貸出しは行っておりません。監理団体及び実施企業で準備してください。また、協会では、試験台、道具等の貸出先についての情報は保有しておりませんのでご了承ください。受検支援サイトで申請を行う前に、実技試験に必要な物を実技試験問題等で確認してください。ただし、下記の物については貸出を行っております。(試験日の 1 か月前から貸出可能ですので必要な場合はご相談ください。)

◎金属プレスの金型、鋳造職種の型、機械検査の測定具一式
配電盤・制御盤組立ての一式、パン製造の食型、シーリング防水の架台
工業包装の圧着機

Q_受検者以外の方は実技試験会場内に入れますか。

A_受検者以外の方は、技能検定委員が許可した場所以外への立ち入りはできません。

□試験結果について

Q_試験の結果通知はどのようになりますか。

A_技能検定の受検後、約 2 週間で受検支援サイトへ合否を登録します。監理団体において状況を適宜ご確認ください。受検支援サイトへ登録されていない場合(例：建設就労者)については、協会が合否の登録を行うことができません。また、約 1 か月後に、合格証書又は実技試験若しくは学科試験の合格通知の発送をもって合格発表となります。なお、全ての試験が不合格の方には特に通知はありません。

ません。基礎級試験の場合、通知書は届きません。

Q_試験の前後に技能検定委員又は協会職員に対し受検に関して参考となる情報、助言、試験結果等を尋ねることはできますか。

A_試験の前後にかかわらず、試験を担当する技能検定委員及び協会職員は、公正公平に試験を実施する必要があります。このため、受検に関して参考となる情報、助言、試験結果等をお尋ねになることはご遠慮ください。

□再受検について

Q_再受検を希望する場合は、どのように申請したらよいですか。

A_再試験を希望する場合は、受検支援サイトで「再受検」の申請を行ってください。協会から新たに受検日をお知らせしますので、改めて受検申請書、受検者名簿、下位級の合格証書の写し、実技試験又は学科試験の合格通知を当協会まで提出していただくこととなります。

Q_実技の再受検を希望する場合は、実施までにどの程度の期間を要しますか。

A_実技の再受検申請の場合も、実施までに最短で1か月以上の期間を要します。必ず申請（登録）前に協会へご相談ください。

Q_学科の再受検を希望する場合は、実施までにどの程度の期間を要しますか。

A_学科の再受検申請の場合も、実施までに最短で1か月の期間を要します。学科再受検は原則、石川県職業能力開発プラザ内で、実施致します。

Q_再受検日が在留期限に間に合わないのですが、どうすれば良いですか。

A_外国人技能実習機構及び入国管理局へご相談ください。再受検までに最短で1か月の期間を要しますので、「新規受検」の申請時点から試験日に余裕をもって進めてください。

記入例

令和 年 月 日

石川県職業能力開発協会

会 長 中 村 健 一 殿

機関名 石川協同組合

代表者氏名 代表取締役 石川 三郎 印

↑

監理団体

〇〇年度技能検定委員の推薦について

〇〇月〇〇日付石職能第〇〇号で依頼のあった標記候補者を、下記のとおり就任承諾書及び履歴書を添えて推薦します。

記

職 種（作業）名	委員補佐員別	氏 名	添付書類
機械加工（普通旋盤）	委員	石川 一郎	就任承諾書 履歴書

記入例

承 諾 書

このたび依頼のありました〇〇年度石川県「技能検定委員」に就任することを承諾します。

職 種（作業） 機械加工職種 普通旋盤作業

令和 年 月 日

フリガナ イシカワ イチロウ

氏 名 石川 一郎 印

自宅住所 〒 123-4564 金沢市中町1丁目

電話 (076) 262 - 9020

勤務先名 金沢株式会社

役職名 製造課長

勤務先住所 〒 123-4567 金沢市中2丁目

電話 (076) 262- -1234

石川県職業能力開発協会

会 長 中 村 健 一 殿

承諾書及び履歴書の記載事項については、試験実施関連事務以外には 使用しません。

*平成23年度から報償費に対して源泉徴収（3%）また、平成25年より復興税 0.063%を徴収することになりました。源泉徴収票を送付いたしますので、ご自宅の現住所及び郵便番号を正確に記入して下さいようお願いいたします。

記入例

履 歴 書

令和 年 月 日現在

フリガナ		イシカワ イチロウ	印
氏 名		石川 一郎	
生年月日		昭・平 00年 0月 0日	生
現 住 所		郵便番号 123-4564 金沢市中町1丁目	
勤 務 先	所 在 地	郵便番号 123-4567 金沢市中2丁目	
	名 称	金沢株式会社	
	勤務課・役職	製造課長	
主たる経歴		H7年4月入社	
		〇〇年4月 製造課係長	
		〇〇年4月 製造課 課長 現在に至る	
賞 罰		なし	
最 終 学 歴		〇〇年3月 石川工業高校 機械科卒業	
資 格 等		〇〇年〇〇月 機械加工職種 1級技能士 (技能検定合格実績あれば記入してください。実績なければ無記入でよい)	

口座振替届

(登録・変更)←いずれかを○で囲んで下さい

平成〇〇年〇〇月〇〇日

石川県職業能力開発協会会長 殿

自宅郵便番号 920-0862

自宅住所 金沢市芳斉1丁目5番15号

自宅電話番号 076-262-9020

フリガナ イシカワ タロウ

氏名 石川 太郎  印

生年月日 昭和・平成××年××月××日 生

私が受領する金額については、下記口座へ送金されたい。

記

1 指定金融機関	銀行名	支店名
	北國銀行	県庁支店
2 指定口座	預金種別	口座番号
	普通	12345
3 口座名義	(カタカナでご記入ください) イシカワ タロウ	

*口座名義は必ずお手元の通帳でご確認のうえ、「カタカナ」でご記入ください。
名義が異なると振込処理が不可となります。

(1) 銀行名、支店、口座番号、名義のわかる部分の例



石川県知事殿

技能検定を受検したいので申請します。

技能検定受検申請書

必ず受検者本人の署名

本人署名

氏名
(signature)

太枠内をご記入下さい。

必ず受検する等級を○で囲んで下さい。

※欄は記入不要

等級	基礎級・随時3級・随時2級		監理団体名 ○○協同組合			
職種名	機械加工	作業名	普通旋盤	受検番号 ※		
氏名 (ローマ字)	○○○ ○○○○ ローマ字で記入して下さい		受検区分	実技試験 受検・免除・受検しない 学科試験 受検・免除・受検しない		
生年月日 年齢及性別	19△△年 ○月 □日 (××歳)	性別	男 ○ 女	国籍		
現住所	〒920-0862 石川 都道府県 市町村 芳春1丁目15-15		電話	076 (262) □□□□		
受検資格	実習実施者	所在地		職務内容		
	○○○工業(株)	石川県金沢市○○町△△-□□		機械加工		
	在職期間	○年 △月～ □年 ×月	地位職名	実習生		
試験免除	基礎級	作業名	等級	合格年月日	合格番号	
	随時3級		基礎級	年 月 日	号	
	合格状況		随時3級			
		作業名	等級	合格年月日	合格番号	
			基礎級	年 月 日	号	
			随時3級			
試験免除	実技試験	作業名	等級	合格年月日	合格番号	
	学科試験		基礎級	年 月 日	号	
在留カード（外国人登録証を含む）の写し添付個所 *こちらに旅券、在留カードを貼ってください。				受検予定日	□□月 □□日	
				免除資格判定	受検資格判定	※
					実技免除	※
					学科免除	※

試験を受検する方は、
タテ(4cm)×ヨコ(3cm)の
写真の裏面に級、作業、
氏名を書いて全面にノリ
をつけて貼って下さい。



学科試験写真票

※欄は記入不要

等級	基礎級・随時3級・随時2級
職種名	
作業名	
受検番号	※
氏名 (ローマ字)	
監理団体名	
実習実施者名	

必ず受検する等級を○で囲んで下さい。

受検区分は必ず○で囲んでください。
(例 再受験で実技試験が合格している場)

随時3級、随時2級を受検の場合
合格した年月日及び技能士番号を記入して
ください。合格証書の写し(コピー)を添
付してください。

再試験の場合、先の試験で実技・学科いず
れかに合格した際、合格した年月日及び合
格番号を記入してください。

技能検定受検手数料納付内訳書

等級には随2、随3、基礎を記入してください。

納入依頼書
宛名

作業名	等級	氏名	受検手数料	
			実技手数料	学科手数料
小計				
合計				

(注)*印の欄には記入しないで下さい。

「技能検定受検申請書」と「受検手数料納付内訳書」の氏名は、同順列にして提出してください。

受検申請の受付後は、原則として受検手数料は返還しません。

※裏面もご覧ください

実技試験手数料

機械検査 婦人子供既製服縫製	15,200円
上記以外の職種	18,200円

学科試験手数料

一律 3,100円

石川県職業能力開発協会

〒920-0862

金沢市芳斉1丁目15番15号

TEL:076-262-9020

FAX:076-262-3913

Email:syokunou@p2222.nsk.ne.jp